

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 概要

事業者の名称	医療法人社団 清和会		
事業者の所在地	岡山県笠岡市横島1945		
事業所の名称	笠岡第一病院いこい指定居宅介護支援事業所	介護保険事業所番号	3370500112
事業所の所在地	岡山県笠岡市横島1944-1		
事業所連絡先	0865-67-0073（営業時間帯） 080-2910-0061（緊急時）		
事業所の目的と運営方針	- 要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とします。 - 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。		
従業者の職種、員数及び職務内容		常勤	非常勤
	管理者 （主任介護支援専門員）	1人	
	介護支援専門員	3人以上	
営業日 営業時間	月曜日～土曜日。ただし、祝日と12月31日～1月3日までを除く。 月曜日～金曜日8：30～17：30、土曜日8：30～12：30		
通常の事業実施地域	笠岡市 ・ 浅口郡里庄町		

2. サービスの内容

- 利用者が居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。
- 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
利用者や家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、希望に応じて当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

*別紙「公正中立な業務に関する情報提供書」参照

- (5) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
各サービスが、医学的に問題なく行われるため、医療系サービスについては、主治医の意見及び指示を求めます。また、意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付します。
福祉系サービスについても必要に応じて、主治医に意見を求める場合があります。
- (6) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況を把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

3. サービス提供の記録

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4. 利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス
要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。
要介護認定をお持ちの場合でも、保険料滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行します。
このサービス提供証明書を、後日、保険者の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

①居宅介護支援費

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位

②加算

特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	個々の状況に応じて算定
初回加算	300 単位	
入院時情報連携加算		
（Ⅰ）入院した日のうちに情報提供	250 単位	
（Ⅱ）入院した日の翌日または翌々日のうちに情報提供	200 単位	
退院・退所加算（退院時に病院等と連携）		
（Ⅰ）イ 連携1回（カンファレンス無）	450 単位	
（Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス有）	600 単位	
（Ⅱ）イ 連携2回（カンファレンス無）	600 単位	
（Ⅱ）ロ 連携2回（カンファレンス有）	750 単位	
（Ⅲ） 連携3回（カンファレンス有）	900 単位	
通院時情報連携加算	50 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	

- (2) 交通費（介護保険給付対象外）
通常の事業実施地域、それ以外にお住まいの方も無料です。

5. キャンセル等

- (1) 利用者が居宅介護支援に係わる訪問調査、居宅サービス計画書作成等のサービス提供をキャンセル、または中断する場合は、事前にご連絡下さい。
- (2) 居宅サービス計画の変更、連絡調整等について、利用者が行った依頼を取り消す場合は、速やかにご連絡下さい。
- (3) 利用者は、いつでも契約を解約することができます。
- (4) サービス提供のキャンセルまたは契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

6. 秘密保持

- (1) 事業者とその職員は事業者に就業中もしくは離職後も、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及びその家族から予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等、その他の業務委託先への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供
 - ② 訪問介護事業所等から伝達された口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した状態などに対する、主治の医師や歯科医師、薬剤師への情報提供
 - ③ 居宅介護支援事業所の介護保険事務のため、審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ④ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等（なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します）
 - ⑥ 介護保険施設などにおいて行われる実習への協力
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

7. 事故発生時の対応

事業者は利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。同時に事故の再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 苦情について

- (1) 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）
- 相談・苦情に対する常設の窓口として、苦情解決責任者と苦情相談担当者（以下、「担当者」という）を設置しています。担当者が不在の場合は基本的な事項について事業所内の誰もが同様の対応ができるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぎ、苦情に対する早期改善、是正措置を講じるように配慮しています。

苦情解決責任者 医療法人社団 清和会 宮島厚介（理事長）
苦情相談担当者 担当介護支援専門員

【連絡先】電 話：0865-67-0073（営業時間帯）
携 帯：080-2910-0061（緊急時）
FAX：0865-67-7172

- (2) 市町村の紹介

笠岡市長寿支援課	電 話：0865-69-2139 FAX：0865-69-2180
里庄町健康福祉課	電 話：0865-64-7211 FAX：0865-64-7236

- (3) 国保連合会、岡山県運営適正化委員会の紹介

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課	電 話：086-223-8811 FAX：086-223-9109
岡山県運営適正化委員会	電 話：086-226-9400 FAX：086-227-3566

9. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うことに努めます。
また、利用者に関して虐待が疑われる場合は、速やかに市町村に通報する義務があります。

10. 第三者評価の実施状況 ： 無

【 説 明 確 認 欄 】

令和 年 月 日

以上、サービスの提供にあたり、本書面により説明を行いました。

（事業者住所）	岡山県笠岡市横島 1 9 4 5
（事業者）	医療法人社団 清和会
（代表者）	宮島 厚介
（事業所住所）	岡山県笠岡市横島 1 9 4 4 - 1
（事業所名）	笠岡第一病院いこい指定居宅介護支援事業所
（説明者氏名）	_____

私は、本書面により、事業者からサービスの提供に関する説明を受け同意いたしました。

（利用者）	住 所	_____
	名 前	_____
（署名代理人）	住 所	_____
	名 前	_____ 続柄（ ）
（家族）	住 所	_____
	名 前	_____ 続柄（ ）